

## ～船員組合員のみなさまへ～

# 平成29年4月から船員組合員に係る 短期給付の掛金率が変わります

## 船員組合員に係る掛金率の見直しについて

船員保険法に基づく民間の船員保険は、船員の職務の特殊性から、労使折半が原則の一般の医療保険と異なり、使用者側（船舶所有者）が負担する負担金の割合が高く設定されています。一方、共済組合の船員組合員に係る道府県（船舶所有者）が負担する負担金の割合は、「一般組合員の財源率」に船員保険法の規定による「船舶所有者の負担と同一の割合」を乗じて得た率とされています。

このたび、船員保険の保険者である全国健康保険協会（協会けんぽ）において「船舶所有者の負担と同一の割合」が見直されたことに加え、一般組合員等の掛金率が時限措置として5%引下げになったことに伴い、掛金率及び負担金率を変更することとなりました。変更後の掛金率は以下のとおりです。

(単位：‰ (千分率))

区 分		現 行	平成29年度	引下げ幅
一般組合員 知事組合員 一般組合員（特別職等）	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	48.18	43.18	5.00
船員一般組合員	標準報酬の月額 標準期末手当等の額	45.80	<u>41.15</u>	4.65
任意継続組合員	標準報酬の月額	96.36	86.36	10.00

※ 福祉事業分に係る掛金率（標準報酬の月額、標準期末手当等とも 1.18‰）については変更ありません。

※ 道府県の負担金率についても引下げとなります。

### ■ 今回の引下げにより減少する負担額

（標準報酬の月額が44万円、標準期末手当等の額が年額で159万円の場合）

○標準報酬の月額分の掛金減少額	月 額	：	44万円×4.65‰=2,046円
	年 額	：	2,046円×12月=24,552円
○標準期末手当等の額の掛金減少額	年 額	：	159万円×4.65‰=7,393円

○年間での掛金減少額 年 額 ； 24,552円+7,393円=31,945円